

『R7年度税制改正大綱（13） 電子帳簿保存制度の見直し』

納税環境整備については、電子帳簿保存制度の見直しが大きな柱となる。

1) 隠蔽又は仮装された事実に基づく期限後申告等に対する10%の加重措置について、以下の要件をすべて満たし、かつ事前に届出書を提出している場合にその適用から除外されることとなった。

【システム要件】訂正・削除履歴の確認可能な特定電子計算機処理システム、又は訂正・削除ができないシステムを使用

【記録要件】○金額記録事項の訂正・削除を行った場合の履歴確認が可能 ○国税関係帳簿との相互関連性の確認が可能

【保存要件】○重要書類の記録事項と帳簿記録事項との関連性確認が可能 ○特定電子計算機処理システムの使用による保存の確認が可能

2) 上記と関連し、65万円の青色申告特別控除を受けるための要件に「特定電子計算機処理システムを使用し、特定の要件を満たして電子取引データの送受信・保存を行っている」が追加される。

その他には、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割等の納税通知書等について、それらを受けた者のうち希望する者には、通知した事項をeLTAXを経由して提供でき、その後も同種の通知書等はeLTAXで提供できることとなった。



『サイバーセキュリティ人材 中小での育成促進に向け方針』

経済産業省はこのほど、「サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会最終取りまとめ」を公表した。本取りまとめは、国内におけるサイバーセキュリティ人材の不足に対応し、特に中小企業等における人材育成と確保を強化するための施策を示している。現在、日本国内では約11万人のサイバーセキュリティ人材が不足しているとされており、特に中小企業においては専門人材の確保が困難な状況にある。本取りまとめでは、以下の三つの主要施策が提案されている。

○セキュリティ・キャンプの拡充: AIなどの特定領域と組み合わせた高度セキュリティ人材の育成を目的とし、新たなセキュリティ・キャンプを実施する。○登録セキスペの活用促進: 中小企業が必要とするセキュリティ対策に応じた人材を確保するため、個別相談や支援が可能な登録セキスペのリストを整備し、人材マッチングを促進する。○中堅・中小企業等における人材確保策の提示: 中堅・中小企業が実施すべきセキュリティ対策に応じた人材確保・育成の実践的方策ガイドを整理する。

これらの施策により、2030年までに登録セキスペの登録人数を現在の約2.4万人から5万人に増加させることを目指している。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com